

令和 7 年 6 月 6 日 (金曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 4 日目)

令和7年度南三陸町議会 6月会議会議録第4号

令和7年6月6日（金曜日）

応招議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 伊藤俊君 | 2番 | 阿部司君 |
| 3番 | 高橋尚勝君 | 4番 | 須藤清孝君 |
| 5番 | 佐藤雄一君 | 6番 | 後藤伸太郎君 |
| 7番 | 佐藤正明君 | 8番 | 及川幸子君 |
| 9番 | 村岡賢一君 | 10番 | 今野雄紀君 |
| 11番 | 三浦清人君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 星喜美男君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------|-------|
| 町長 | 佐藤仁君 |
| 副町長 | 三浦浩君 |
| 総務課長 | 千葉啓君 |
| 企画課長 | 岩淵武久君 |

| | |
|--------------------|---------|
| 町民税務課長兼 歌津総合支所長 | 芳賀 洋子君 |
| 保健福祉課長 | 阿部 好伸君 |
| 農林水産課長 | 佐藤 正行君 |
| 商工観光課長 | 宮川 舞君 |
| 建設課長 | 遠藤 和美君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 男澤 知樹君 |
| 上下水道事業所長 | 小野寺 洋明君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 佐藤 宏明君 |
| 教育長 | 小松 祐治君 |
| 教育委員会事務局長 | 及川 貢君 |
| 代表監査委員 | 横山 孝明君 |
| 監査委員事務局長 | 高橋 伸彦君 |

事務局職員出席者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 高橋 伸彦 |
| 主幹 | 佐藤 美恵 |
| 主査 | 佐藤 辰重 |

議事日程 第4号

- 令和7年6月6日（金曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 議案第 1 号 南三陸町敬老祝い金条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 4 議案第 7 号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 5 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
 - 第 6 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
 - 第 7 議案第 4 号 権利の放棄について
 - 第 8 議案第 5 号 権利の放棄について
 - 第 9 議案第 6 号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

第10 陳情 7の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書

第11 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も円滑な議会運営に御協力をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

既に配付しておりますとおり、町長提出議案1件が提出され、これを受理しております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第1号 南三陸町敬老祝い金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第1号南三陸町敬老祝い金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号南三陸町敬老祝い金条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、敬老祝い金の支給対象者の要件に特例規定を設けたいため、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第1号南三陸町敬老祝い金条例の一部を改正する条例制定につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書17、18ページ、議案関係参考資料は18ページとなります。

議案関係参考資料により御説明をさせていただきます。

初めに、今回の改正内容でございますが、南三陸町敬老祝い金条例第2条で定める支給対象者について、同条第1号または第2号の基準の日において本町に住所を有する者に、介護保険法の住所地特例により、本町の介護保険の被保険者であった期間があるときは、当該期間について町内に住所を有していたものとみなすことを特例規定として定めたいため、第2条に新たに第2項を設ける改正を行うものでございます。

介護保険法に基づく住所地特例につきましては、被保険者が他市町村の施設に入所し、施設所在地に住所を変更した場合であっても、元の住所地の市町村の被保険者になるといった制度でございます。

なお、本改正の背景でございますが、住所地特例により、入所者の中には一時的にやむを得ず町外の介護施設に入所し、その後に町内の介護施設に入所するといったケースもございます。このような施設入所等の不可抗力的なケースにつきましても、米寿または百寿の基準日に町内に住所を有していた場合には、引き続き住所を有していた者とみなし、本条例に基づく敬老祝い金の支給対象者として整理するものでございます。

住所地特例による施設入所者につきましては、特例として町の介護保険の被保険者となり、町が保険者となる制度でありますので、既存の介護保険制度が、敬老祝い金条例の目的にございます「郷土の発展のために尽くしてきた高齢者に対し、敬老祝い金を支給して敬老の意を表し、併せて福祉の増進と敬老思想の普及に寄与すること」の妨げにならないよう、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年7月1日となります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

この5年と10年とした理由ですね。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 今お話をいただきました5年10年といったところは、今回の改

正の中には含まれておりませんので、もともと5年10年という規定の中で制定をさせていただいている年数でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、これを読みますと5年、米寿ときは5年以上とあります。

100歳の場合、99歳に到達する日を基準として、当該日において引き続き10年以上南三陸町内に住所を有する者という、ありますけれども、具体にこの10年と5年の、先ほどは前からあったと言いますけれども、前に遡ってこの5年と10年との年数の違い、その辺を分かっている範囲でいいですので、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 三浦副町長。

○副町長（三浦 浩君） 及川議員の御質問の点については、合併時、町村合併の際に両町でそのような申合せをいたしまして決定をしたということで、今回の改正の内容とは全く関係のない部分でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。1件だけ伺いたいと思います。

今回こういった改正なんですけれども、例えばこれまでそういった、よその自治体に行っていてあげられなかつたというケースがあつての改正だと思うんですけども、どれぐらい、例えば1件2件だったのが少し増えて、今回こういった改正に及んだという、そこの背景というか、お知らせいただければ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今回と同様のケースといいますか、令和7年の2月になりますけれども、同じく敬老祝い金の基準の日に町内に住所がある方がおりまして、以前に半年だけ住所地特例に該当するケースというのが1件だけございました。こうした住所地特例の住所の取扱いに関して、役場の中でも協議をさせていただきまして、条例上の住所の捉え方、解釈というところで、やむを得ず住所が引き続かない間を引き続くものとして整理をさせていただいて、条例第2条の各号を適用するとした意思決定を、対応根拠として支給をさせていただいているというのが1件ございます。

○議長（星 喜美男君） 分かりましたか。

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第7号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第7号南三陸町投票管理者等に関する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に対応すべく、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

それでは、議案第7号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

まず、改正の背景でございます。参議院議員通常選挙にある年の定例改正として、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費につきまして、地方公共団体に交付するものの基準を改定したものです。

本条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に準拠した内容となっております。この一部改正の公布が令和7年6月4日であったため、追加提案となったものでございます。

具体的な改正内容について御説明いたします。

追加議案関係参考資料の1ページの新旧対照表をお開き願います。

第3条の投票管理者等に対する報酬について、基準法の改正に伴い、左側改正案のとおり改定するものでございます。投票管理者等の区分には変更はございません。それぞれ1,200円から1,700円の範囲で増額となっているものでございます。

なお、今回の改正により町の選挙におきましては、これまでの選挙と同じ投票管理者等の選任による人数、日数で投開票所の設置をいたしますと、約12万2,000円の増額となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 国会議員の選挙ということで、費用弁償等々の増加ということで理解をしておりますが、直近の選挙、参議院選挙なんですね、来月になりますか、投票日が。私感じていることは、県内の宮城県選出の国会議員1人、それから全国比例ありますよね。その県内の1人の選挙については候補者の名前を書く、全国比例も立候補者名でないと無効になるということなんですね。そこで、多分3年前の選挙もそうだったと思うんですが、党派を書いてしまう方々が結構いらっしゃるというお話を聞かされました。そこで、その投票所に、選挙区と全国比例と分けて投票するわけですけれども、全国比例の際に候補者名を書いてくださいという案内といいますかね、投票所の、投票する場所の前にぴたっと貼られているということなんだけれども、私から初めにあそこに行くと、立会人の方々何人もずらつといること上がるちゃうんですよね。手が震えちゃう。だから、そういうものが見る余裕がないわけです。ですから、1票でも無効にしないためにも、何というかな、声掛けということはできないものなのかどうか。党じやなくて候補者個人の名前を書いてくださいみたいな、誘導してくれるようなやり方というのはうまくないのかどうか。できるだけ無効にしたくないから。

課長、3年前に党の名前を書いて無効になったの何ぼくらいあるか分からないよね。いいです。多分、結構あるということを聞いたものですからね。その辺いかがなような感じでいるか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません、今三浦議員の御質問でございます。候補者の名前もしくは政党名で無効ではないです、書けば。両方書くと無効ですけれども。名前もしくは政党名というふうなところでございます。（「ああ、そう」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） では、私の勘違いですかね。衆議院議員であればいいんですが、参議院の場合は候補者名を書かないとまずいという話を聞いたんですよ。どなたか詳しい方、間違いないですか。衆議院の場合はいいんです。東北ブロックで、その割合でされる、案分してやるということ。ただ、参議院は個人名を書かないとまずいという話されたものですから、このような質問に立っているわけです。いいやいいや、時間ないから後でいいから、その辺調べて、もしね……

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません、確認をいたしました。参議院選挙につきましても、原則はといいますか、候補者名ですけれども、政党名書いても有効ということでございますので。ただ、一応投票用紙を渡す際に、職員のほうからそのような旨の説明をして投票用紙をお渡ししているというふうなところでございますので。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第2号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度町道入谷小学校線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） それでは、議案第2号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、議案関係参考資料につきましては20ページの位置図及び21ページの平面図を御参照ください。

まず、議案書の19ページでございます。

契約の目的は、令和7年度町道入谷小学校線道路改良工事でございまして、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、5,329万5,000円、契約の相手方は、株式会社須藤建設でございます。

次に、議案関係参考資料の19ページを御覧ください。

工事概要についてですが、施工延長152.5メートル、掘削工160立米、排水構造物工一式、路側防護柵が136メートル、擁壁工一式、舗装工740平米を行うものでございまして、路線の全体延長497メートルのうち、入谷小学校に向かう南側の部分を拡幅する工事ということになります。

次の、議案関係参考資料21ページを御覧ください。

平面図となります、赤く着色した部分が今回の拡幅工事の範囲となります。

続いて、22ページを御覧ください。

標準断面図でございますが、それぞれのおおむねの現況幅員は、横断1、資料の一番上に書いてある標準断面ですが、こちらが現況で3.5メートル、次の横断2が4メートル、横断3で3.5メートルという現況の幅員になっておりますが、それぞれおおむね5メートル程度まで拡幅となるものでございます。

工事期間につきましては、令和8年1月31日までとなっております。

参考資料23ページには、工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） ちょっと確認ですけれども、21ページの赤い印の、ところどころ出ている部分、それは何なのかですね。それと、工事中は全面通行止めになるのかならないのか、その辺確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 1点目の21ページの、この道路の横にペこっと出ている部分ですが、こちらにつきましては隣接地の乗り入れということになります。乗り入れですね。

次の工事施工ですけれども、御迷惑をおかけするんですが、昼間についてはこの部分は通行止めをさせていただいて、入谷公民館側のほうからの迂回路という形で対応させていただきたいと思います。現地については誘導員の方に当然ついていただきますので、迂回という形で対応をお願いしたいと思っております。なお、夜間については解放という予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 朝、登下校のときは多分ここバス通るんですよね。その時間帯は自由に通れるのかな。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 細かい、いつまで通行止め、何時から解放というのは、契約した業者さんとの施工計画の中で調整をさせていただきたいと思いますが、そういう学校への通学という部分については、可能な限り配慮させていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第3号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） それでは、議案第3号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の20ページ、細部につきましては議案関係参考資料25ページの平面図を参照願います。まず、議案書の20ページでございます。

契約の目的は、令和7年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。契約の方法は、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、1億9,470万円、契約の相手方は、株式会社阿部伊組でございます。

次に、議案関係参考資料の24ページを御覧ください。

工事概要についてでございますが、施工延長10メートル、本体工566立米、上部工389立米、根固ブロック製作・据付が4個、被覆ブロック製作・据付が51個、消波ブロック製作・据付が83個となっております。全体延長70メートルのうち、令和7年度分として、防波堤10メートルと消波ブロック設置を施工するものでございます。

議案関係参考資料の次のページ、25ページを御覧ください。

平面図でございますが、既に施工済みの部分を黒着色、今年度施工分を赤着色で表記しております。

次に、右下にあります標準断面図でございますが、防波堤本体は幅11.8メートル、高さ4.9メートルとなっておりまして、図面左側が港外ということになるんですが、この港外側に消波ブロックを設置するというものでございます。

工事期間につきましては、令和8年1月30日まででございます。

資料26ページには、工事請負契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

こここの場所は石浜ということなんですけれども、先日の田浦漁港の消波ブロックの移動で置き換えということが議案出ていました。ここもブロックを入れる、製作とブロックを投入するわけなんですけれども、これは7年度の予算なんですけれども、これ終わるのか。そしてまた田の浦と違う大きさ、同じ大きさのものをつくって入れるのか。とすると、田の浦のこの被覆ブロックは何年で、何ていうのかな、動いてまた入れるような、直すような形になつたのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 分かります。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 先日提案させていただいた田の浦については、撤去再設置ということで、議員御指摘のように、もともとあったものが波浪等で動いて、それをもう1回設置し直すというものです。

今回につきましては新しくつくる部分の、図面の標準断面図見ていただくと、根固ブロック、それから被覆ブロックということで、新たにつくる部分に設置をするというものでございまして、工期の中で終わるように我々としても努力をしてまいりたいと思います。

ブロックの動く時期といいますか、そういうものは当然波浪等によって変わりますので、一概に何年間もつというものはないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 湾内と外洋でも違うけれども、田の浦と石浜というのは隣、地区統いでいますので、大体同じような、内湾と違う、そういう波の動きがあるから言うのであって、同じ大きさのものをつくるのかどうなのかということも聞きたいわけです。であれば、同じ大きさのものであれば、また波で動く可能性があるから、その辺の違いはあるのかないのか、そこを御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） すみません、今、田の浦のブロックの大きさの資料はちょっと手元にありませんが、基本的にはこういう被覆ブロックなどは3トンあるいは5トンなどのブロ

ック、方塊ブロックという四角いやつなんですよ。これで根固めをしていくというのが一般的な設計になっているというところです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 通常のは分かりますけれども、この間のそういう動いて、何千万もかけてまたそこを直すわけですよね。そうしたことを考えると、やはり前のと同じものなのか、それ以上の動かないものを入れるのか、その辺ぐらい分かっていてしかりだと思うので伺っておりますので。後でその辺、田の浦のと違うのか、大きさが違うのかどうなのか、後でお知らせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第4号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第4号権利の放棄についてを御説明申し上げます。

本案は、町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料に係る債権について、債務者の死亡及び相続人の相続放棄により債権の回収が不能となったため、町が有する権利を放棄したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） では、議案第4号権利の放棄について細部説明をさせていただきます。

議案書の21ページを御覧ください。

放棄する権利の内容につきましては、町営住宅使用料及び駐車場使用料でございまして、その内訳は、町営住宅使用料が19万1,000円、町営住宅駐車場使用料が4万2,000円、計23万3,600円でございます。

当該債務者につきましては、平成30年7月に町営戸倉復興住宅に入居したんですが、令和5年10月に本人がお亡くなりになり、その後、同居していた方が住宅を承継せずに令和6年2月に退去し、相続については、かつての同居人なども含め権利を放棄されたというものでございます。その後、他の相続人がいるか調査をした結果、相続権利者の全員が相続を放棄したことが令和7年2月に判明したというものです。

これにより、今後において回収できる見込みがないことから、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議決をいただくというものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第5号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第5号権利の放棄についてを御説明申し上げます。

本案は、水道料金及び診療費に係る債権について債務者の破産手続が終了し、免責が決定したため、町が有する権利を放棄したいことから、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、議案第5号について細部説明をさせていただきます。

議案書は22ページをお開きください。

放棄する債権の内容につきましては、水道料金及び病院事業の診療費に係る債権でございます。

債務者につきましては記載のとおりでございます。

放棄する債権の額につきましては、4万5,935円であります。内訳は、水道料金が1万4,960円、病院事業の診療費が3万975円でございます。

当該債務者に関しましては、令和6年12月4日に破産手続の開始と破産廃止の決定がなされ、同日付で破産手続が終了しております。その後、令和7年2月7日に免責の許可が決定されましたことから、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいまの説明で6年からと言われたんですけれども、この債務者の住所、6年からこの住所だったのか、その辺が1点と、それから水道料金1万4,960円、何か月分なのか。それから診療費3万975円、これも何か月分なのか。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） お答えさせていただきます。

住所につきましては、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

滞納料金につきましては、令和4年10月から令和5年5月までの8か月分となっております。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、病院の診療費の部分についてお答えをさせていただきます。

病院の診療費につきましては、令和5年1月及び2月になりますので、年度でいいますと令和4年度になります。この4年度の外来診療5回分に係る分ということで、3万975円となってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 住所が差し控えるということなんですけれども、無理には聞きませんけれども、ここの住所が以前からあったとは思われないところがあるのでお伺いしましたけれども、それは聞きませんけれども。

水道料については8か月分ということで、そうすると基本料金だけでこのぐらいという解釈でよろしいですか。それから、診療費については外来の通院ということで伺いましたけれども、それでいいですね。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回の水道の件なんですけれども、私先ほど聞こうと思ったんですが、こういった何ていうんですか、権利放棄についてなんですけれども、独り暮らしの方が多く亡くなられて、そしてこういった手続になると思うんですけども、そこで伺いたいのは、普通、独り暮らしの方が使わなくなつたときに、その住宅なり水道なりの対応というはどういうふうになっているのか。例えば親族の人がいれば止めるんでしょうけれども、そうでない、本当に独りの方はどのような形になるのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 意味分かる。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） 今回の権利の放棄につきましては、死亡とかといったわけではなくて、破産手続によるものでございます。議員おっしゃる独り暮らしの方が亡くなつた場合は、相続された方等にお支払いをいただく努力をいたしますが、前議案のとおり誰も相続しないとなつた場合は、同じような、議会の議決をいただいて権利を放棄するという手続になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこは分かったんですけども、再度お聞きしたいのは、誰も身寄りがないという、保証人等立っているのであれなんでしょうけれども、使われなくなる水道とか部屋代もそうなんですけれども、使われなくなった時点では使わないまま、そのまま家賃なり水道料が発生するという、そういうケースはないのかどうか。その辺伺うというか確認したかったですけれども。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） そういった事実を把握した場合に、事業所のほうで判断で止めさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ほかにないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第6号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第6号令和7年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により実施する定額減税補足給付金の支給に係る所要額を計上したほか、4月1日付人事異動に伴う人件費の整理、調整等を行うものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第6号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,392万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億2,392万2,000円とするものでございます。

次に、2ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。
まず、歳入でございます。

14款国庫支出金13.1%、15款県支出金5.6%、20款諸収入が2.2%、補正されなかった款項に係る額が79.1%となっております。

次に、3ページからの歳出の構成比を申し上げます。

1款議会費0.9%、2款総務費23.4%、3款民生費19.0%、4款衛生費11.0%、5款農林水産業費7.4%、6款商工費3.0%、7款土木費7.2%。

4ページをお開き願います。

9款教育費10.7%、12款予備費0.4%、補正されなかった款項に係る額が17.0%となっております。

次に5ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

水産業災害対策利子補給は、令和5年度の海水温上昇によるカキ、ホヤ等の被害に対する水産業災害対策利子補給金として、今年度から令和14年度までの期間で水産業災害対策資金貸付金に係る利子のうち、2.2%に相当する額を限度額として債務負担を設定するものでございます。

なお、内訳につきましては県1.0%、町1.2%の計2.2%でございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

9ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、説明欄記載の地方創生推進交付金の補正額550万円は、高校魅力化プロジェクト交付金の交付決定があったため、県予算との差引額を計上したものでございます。

その下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、昨年度に実施いたしました定額減税に伴う確定申告後の補足金など、調整給付金に係る交付金でございます。

次に、15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2節林業費補助金100万円は、林道樋の口線橋りょう整備費補助金でございます。

その下、3節水産業費補助金、説明欄の水産業災害対策資金利子補給補助金は、債務負担行為補正で説明いたしました現年分の県負担利子補給補助金でございます。

その下、宮城県水産関係地方公共団体交付金1,133万円につきましては、サケふ化場の有効活用として、ギンザケの試験飼育を町内2か所のふ化放流施設で行うことへの交付金でございます。

次に、20款諸収入3項貸付金元利収入1目貸付金元利収入2節民生費貸付収入の57万6,000円につきましては、看護介護学生等修学資金貸付金について、1名から5年分の分割払いを一括返済する申出があったため、計上したものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

歳出でございます。

町長、冒頭申し上げましたが、今回の補正予算につきましては、各科目に共通して4月の人事異動に伴う人件費関連の予算調整を行っておりますので、新規事業を中心に説明をさせていただきます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、科目別に説明いたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 7節報償費から、11ページをお開き願います、13節使用料及び賃借料における各種補正につきましては、本年10月4日開催の町制施行20周年記念式典に係る調整及び文言の変更によるものでございます。

同じく中段の5目財産管理費 7節報償費230万円の補正につきましては、町内の除草作業について、各行政区に一定の割合で燃料費等を助成するものでございます。

その下、22節償還金利子及び割引料1,194万1,000円につきましては、財産処分及び貸付けに係る4件の過年度返還金でございます。

その下、24節積立金57万6,000円は、歳入で触れた看護介護学生等修学資金貸付金元利収入分を人材育成基金に積み立てるものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

中段に3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費が、14ページ中段にかけて記載されております。この目全体が、歳入で説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした定額減税調整給付金に係る経費となるものでございます。

少し飛びますが、次に17ページをお開き願います。

5款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費18節負担金補助及び交付金20万円の補正につきましては、有害鳥獣駆除に係る狩猟免許取得費補助でございます。

同じく、このページ最下段に記載の5款2項林業費 3目林道費12節委託料220万円の補正につきましては、林道桶の口線橋りょう修繕工事に係る設計委託料でございます。

次に18ページ、同じく5款3項水産業費 2目水産業振興費18節負担金補助及び交付金28万6,000円につきましては、第2表債務負担行為補正でお話しいたしました水産業災害対策資金に係る現年度分の利子補給金でございます。

その下、3目漁港管理費14節工事請負費400万円につきましては、滝浜漁港西船揚場維持管理工事に係る仮設施設経費でございます。

その下、5目さけます資源維持対策費の10節需用費、12節委託料及び17節備品購入費に係る合計1,133万円の補正につきましては、歳入で触れた宮城県水産関係地方公共団体交付金

を財源として、ギンザケの卵で4万粒、稚魚で1.8万尾を、八幡川及び水尻川ふ化場で試験的に飼育するための経費を計上するものでございます。

少し飛びます。21ページをお開き願います。

下段の9款教育費2項小学校費1目学校管理費、最下段、14節工事請負費の補正額230万円は、伊里前小学校受水槽の水漏れがあるため、整備工事を行うものでございます。

次に22ページ、同じく9款3項中学校費3目学力向上対策費18節負担金補助及び交付金37万9,000円の補正につきましては、新たに8月にアメリカからALT1名を迎えるに当たり、渡航費用を計上したものでございます。

続いて、23ページをお開き願います。

9款5項保健体育費3目社会教育施設費10節需用費75万円の修繕料につきましては、スポーツ交流村通路及び客席誘導灯の修繕を行うものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、2点お伺いします。

ページ数が9ページ、歳入です。ただいまの説明ですと、20款諸収入の中の民生費貸付収入ということで57万6,000円。看護介護学生等修学資金貸付金元金収入ということなんですけれども、1名の方から一括返済あったということなんですけれども、順調に、貸すほうと借りて返すほう、それが順調に行われているのか。その辺、推移をお伺いいたします。

それから、ページ数21ページ、教育費の中の学校管理費、一番最後の14節工事請負費230万、学校施設整備工事、伊里町小学校の受水槽タンクの工事ということの説明がありましたけれども、この工事によって、その受水槽を全部交換するのか。交換することによって、あと支障がなくずっと使えるものなのか。その辺、内容をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、お答えをさせていただきます。

返還のところの推移、返済といったところでございますけれども、特段遅れているという状況もなく順調といいますか、そういった状況でございます。（「貸すほうも」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、失礼をいたしました。

貸付けに関しましてでございますけれども、直近では令和6年の1件ということでございまして、今、7年度についてはそういった申出がなされていないという状況でございます。直近では6年度の1件というところという状況であります。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 伊里前小学校の受水槽の補修工事の関係ですが、こちらについては、受水槽を丸々交換するということではなくて、現存、今ある受水槽の補修を行うということです。漏水の内容については、受水槽の内部の接合部から水がじんわりにじみ出ているといった状況でございまして、その受水槽から一旦水を抜いて乾燥させて、そこから樹脂ライニング工事ということになりますけれども、現存の受水槽を補修して、その上でその受水槽を今後も使っていくといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、2点目のほうから。今、教育委員会のほうから説明ありましたけれども、それによって水を使えなくなるという可能性があるわけですけれども、工事はもちろん夏休みにするかと思われるんですけれども、その工事によって、きちんとあとは大丈夫なのか、そこからまた別なところが受水槽の中で壊れていく、使えなくなるというような問題が起きないのか、その辺をきちんと吟味して、今回の工事でその辺も確認しながらやつてもらいたいと思います。

それから、次に奨学金の関係ですけれども、以前ですと返済が遅れたりということがあつたんですけども、今は借りる人も少ないので順調に、そういうふうにして返済も滞りなくできているということと解釈しますけれども、それでよろしいのかということ。6年度に1件ということは、今年もあり得ると思うんですけども、その辺の周知徹底ですね。周知方をどのようにやっていくのか、知らないでいる人もいると思いますので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。すみません、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） その工事に入ると、当然一定期間水が使えなくなるというところがございますので、こちらとしては、議員おっしゃるとおり夏休みというところを目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、その漏水の原因といいますか、というのがほとんどはっきりしているというか、接合部から漏れているというところが分かっておりますので、そこをしっかりと補修すれば大丈夫というふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、貸付けのところという周知でございますけれども、これまで同様に、ホームページだったり広報だったりということでの、希望する方への周知徹底といったところは図らせていただきたいと考えております。

それから、返済のところでの関係でございますけれども、令和6年度までは滞納がないといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございますか。じゃあ、ちょっとお待ちください。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず1点目、町長説明あったように、会計年度任用職員の減額等について伺いたいと思います。今年度こういった減額が今の時点ではなされたんすけれども、そこで伺いたいのは、今年度、各課予定されていた人数が雇用できて減額になったのか、それともできていないのか。

あともう1点は、任用職員によって、何ですか、金額、働く単価というんですか、そういう一つやつが違うとも聞いたんですけども、そういった差額はどういった、いろんな経験等が加味されるということですけれども、例えば任用職員、同じ一律ではなくて、公務員の方みたいに何号俸みたいな段階みたいな、給料表みたいなものは存在するのか、その辺を伺いたいと思います。

2点目、ページ数11ページ。一般質問でも町長少し説明した除草作業謝金について伺いたいと思います。年2回分ということなんすけれども、どういった形で行政区に配分されるのか、もう少し詳しく伺いたいと思います。

あともう1点は、ページ数何ページだっけ、ギンザケの1,130万総額について伺いたいと思います。この事業なんすけれども、実験的にやるということなんすけれども、そこで伺いたいのは、このギンザケを育てて、それを、シロサケだったら各川から放してまた戻ってくるのを待つという、そういうことなんでしょうけれども、今回こういった育てたやつをそ

のままあそこで大きく育てるのか、それとも、ある程度の大きさになったらどこかに売るなり何かするのか。将来的なそこのところをお分かりでしたら伺いたいのと、あともう1点は、現在、今海で養殖されているギンザケがあると思うんですけれども、そういう魚から卵を取ってふ化場で使えるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） お答えいたします。

まず1点目、会計年度任用職員の件の充足しているかどうかというふうな質問内容だったと思います。今回の補正予算での対応につきましては、金額の増減については、今年の5月時点での任用が決定している会計年度任用職員の経費となっているところでございます。関係各課の今後の充足と必要経費を勘案して調整しているものでありますので、当然ながら人数が充足していない採用枠というのは、予算を残しているというふうなところなんですけれども、現状5名ほどまだ足りないというふうな状況となっております。

金額の差というふうなお話でしたが、会計年度任用職員は町の行政職と同じ給料表を使っておりまして、ただ、会計年度任用職員は1級1号俸から始まるというふうなことで、議員お話をされたように経験等でそれが、何ていうんでしょう、経験によって3号とか4号とか5号とかから始まるというふうな方がいるので、当然、初めて会計年度任用職員になった方は1から始まるので給料が少ないと。そういう面も含めて今回の増減に表れていると。要は充足していても、経験年の少ない方が初めて来た場合はマイナスになっているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 御質問の2点目、予算書11ページ、5目財産管理費の報償費の部分でございますが、行政区の除草作業の謝金ということで、具体を御説明させていただきますと、各行政区において行政区内の除草作業等に従事いただいた場合に、いわゆる飲物代等にお使いをいただく分といった範囲と、草刈り機械に用いるいわゆる混合油等に充てていただくといった分と、加えまして、草刈り機械だけということではございませんで、やはり区長さん方のお話としてはごみ拾いですとかそういったことに、ごみ袋も各行政区で負担しているといった事実がございますので、それらについて相当額ということでお出しをさせていただくといった230万円でございます。

なお、対象世帯数につきましては住民票による世帯数ではなくて、行政区の実際に広報等が配布されている、いわゆる行政区活動に参加をされている世帯数で算定をさせていただく

ということにいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 予算書18ページ、5目さけます資源維持対策費について御質問2点あったかと思います。

まず1点目のほうでございますけれども、稚魚につきましては、現在の計画では8月、早ければ7月、遅くとも8月から11月末までの飼育というのを計画しております。卵につきましては、12月から年度末の3月あたりまでを予定しております、いずれも売却を予定しております。

2点目、ギンザケの海産仔魚ができるないかという御質問だったかと思うんですけれども、結論を最初に申し上げますと、これはできないということになります。親魚養殖ということで、親のギンザケも養殖と。これにつきましては、どうしても海水温が8月以降高くなってしまって、海ではギンザケが生きることができないというのが大きな要因ということになります。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず任用職員の分なんですかと伺いたいのは、先ほど課長、公務員と同じ給料表で算定ということなんですかと伺いたいのは、先ほど課長、公務員と同じ給料表で算定‒

そしてあともう1点は、職員の方でも資格とか技術があると、また多分普通の人と一緒に働いていても、同じあれでもちょっと何か違う評価で算定になるんじゃないかなと思うんですけども、その辺どういった形になっているのか、再度伺いたいと思います。

草刈りに関しては、世帯数というか、実際1世帯幾らでしたっけ、一般質問で聞いた気がしましたんですけども。それで、さらに伺いたいのは、行政区、全部同じ金額を謝金としてするんでしょうけれども、除草に関しては、在と町場では草の量とか何か違うんじゃないかなという、そういう思いがするんですけども、そういったことは加味できなかったのか。

そこでさらに伺いたいのは、さきに行われた同僚の一般質問でもあったんですけども、私も常々というか、事あるごとに草刈りに関してはこの場で発言させていただいているんですけども、町長の答弁では、個人で刈った分にはそういったやつは見れないという、そういうことをかたくなに毎回答弁しているんですけども、やはり……

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○10番（今野雄紀君） 私としては、町長にもう少し町民の方を信じていただいて、油代なりを

使われるという、そういう思いを持たないでほしいというか、そういう思いがあるんですけれども、そうすると今後、今回謝金で出ましたけれども、さらに個人で刈った分にも予算を見てもらえるんじゃないかと、そういったところをお聞きしたいのと、あと個人で刈った場合でも、今携帯とかあるので簡単に証拠というか、刈った現場の報告とかもできると思いますので、その辺も検討をお願いしたいんですけども。

あともう1点は、草刈り機、乗用と乗らないで刈る機械があると思うんです。現在、町で何台ぐらい所有しているのか、リースなのか。その辺も伺いたいと思います。

あとギンザケに関してなんですけれども、将来的に販売するということなんですが、そうすると、例えば販売先等はどのように、成功するかどうか分からんんですけども、それがうまくいった場合、例えば町内の養殖屋さんに行くのか、あと町内で陸上でも養殖している業者がいるので、そういったところを予定しているのか、その辺再度伺いたいのと、あと、今養殖しているギンザケからは取れないということなんですが、それは海水温の関係だけなのか再度、農産物でいうとF1みたいな形で、養殖したやつからは、例えば海水温この頃何か海流も戻ってきつつあるようなことも言っていますので、そこのところを再度伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 会計年度任用職員につきましてお答えをさせていただきます。

具体に一番高い人が云々というのは把握はしていないんですけども、把握はしていないといいますか、ちょっと今資料ないんですけども、資格を持っている方、具体には保育士さんの会計年度任用職員であれば2級からということになりますので、一番高い方は2級の何号俸というふうなことになっております。あくまで1級から始まるのは事務補助員というふうな内容でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 除草作業に対する謝金の、改めて具体についてとなります。議員お話しのとおり世帯数を基にいたしまして、まず、先ほどの1点目、2点目の飲物代相当と、いわゆる燃料費相当ということで、各世帯250円ということで算定をさせていただきまして、それを1年にまず2回といった形で整理をさせていただいてございます。加えまして、除草作業の際にごみ袋も使用されるということでして、ごみ袋の購入相当についても謝金として支出をさせていただきます。これは100世帯未満か以上かということで、その行政区ごとに相当数といったものを考えてございまして、100世帯未満の行政区につきましては30リットル、

45リットルそれぞれ1袋ずつ相当額、100世帯以上の行政区につきましてはそれぞれ2袋といった形で算定をさせていただいてございます。

なお、世帯数に比較して対象となる区域が広いといった行政区もございますので、5,000円を下限として支給をさせていただきたいということで調整をさせていただいてございます。

また、先日の一般質問に続く形でといったお話をございましたけれども、やはり個人の土地について、それに並ぶ形の町有地等もあるかと思うんですけれども、そういった自発的なといいますか、その部分まで公費で何かしらといったことは、やはり困難があろうかと思います。かえってその考え方といたしますれば、行政区に共通する部分、いわゆる共有的な部分をボランティア的に刈られるとすれば、保険等の適用も踏まえれば、それはやはり行政区活動の中に今後入れていただくといいますか、そういった形で広げていただいたほうが現実的なんだろうと思います。個人の活動に対する謝金の支出といったことは現段階では考えてございません。

また、乗用の草刈り機械といいますか、台数でございますが、建設課所管で2台、農林水産課所管で1台、教育委員会所管で2台といったことで把握をさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ギンザケの販売についてなんですけれども、まず基本的に今回、先ほども申し上げましたけれども、今回飼育するものにつきましては売却と。これにつきましては、サケが町の財産に当たりますので、町のルールにのっとって処分をするということになれば、これは一義的には有償での売却ということになるところでございます。どこに売却するかといった御質問がございましたけれども、これは今後調整をさせていただくということになります。

2点目の海水温だけなのかという部分につきましては、結論から言うと水温が一番の要因だと。真水で養殖することで1年間、通年で養殖ができるということでございますので、海産仔魚ができない理由とすれば、水温が大きな要因であるということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 会計年度に関しては分かりました。

除草に関しては、答弁あったんですけれども、それで最後伺いたいのは、先ほど草刈り機のことを聞いたんですが、町に乗用2台あって、そして、そのほかのやつは何台ぐらいあるのか聞きたかったんですけども。そこでちなみに、町民の方に例えば消毒の機械、ばばばばというやつを借りて消毒していたんです。それと同じような理屈で、機械物ですけれども、

草刈り機とかを将来的に貸し出すような、そういったことは考えられないのか、その点伺いたいと思います。

ギンザケに関しては、今年4月から気仙沼でもやっているということですので、いろいろ連携しながら進めていっていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 乗用につきましては、2台ではなくて5台ということで御理解をいただきたいと思います。

また、消毒機械のような形での貸出しといったことでございますけれども、仕組み、立てつけといたしますと、消毒機械については個人への貸出しといったことよりも、衛生組合さんという組織立ての中での貸出しとなってございますので、それと同じ形で草刈り機械を検討というか整理するのはなかなか困難だと考えてございます。（「行政区」の声あり）ですので、繰り返しとなりますけれども、行政区あるいは個人に町の草刈り機械を貸し出すといったものはなかなか難しいと考えてございます。

それに対応するものとして、個人の草刈り機械等を使われた分について、燃料費相当額といったことで今回謝金をお支払いさせていただくといったものでございますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 17ページの有害鳥獣補助金、私どこの団体に補助金出すのかなと思っていたんです。その団体というのは、何年前ですか、いろいろと問題を起こした団体ありますよね。動植物何とか対策協議会とか、そっちのほうに出すのかなと思っておったんですが、話を聞きますと、新規に免許を取得する方々への補助金だという。その団体、問題を起こした団体は今は正常に多分やっているかと思うんですが、毎年総会とか、管轄するのは農林水産課だと思うんですけども、問題なく、問題なくというか問題あればまた新聞沙汰になっているだろうけれどもね。なっているのかどうかということです。

それから、その免許取得する際に何か補助申請みたいな事務手続ですね、それは農林水産課の窓口に来て申請するという形になるのか、あるいはその駆除隊ですか、団体あるでしょう。そこを通じてからに申請を申し込むのか、その辺のやり方、それを広報か何かで広く知らしめなきゃならないんじゃないのか、そのやり方ですね。それをお聞かせいただきたい。

それから、その下の18ページのギンザケの件ですが、今、前者がいろいろ質問して分かったんですが、陸上飼育ね、多分海水を上げて陸上飼育をするのか、それから真水でやるのか。

その辺がちょっと分からなかったんです。要はギンザケの稚魚を買ってくるとき、真水で飼育していたのを持ってきて馴致という形で海に慣れさせると。今度は、やり方、方法がちょっと分からんだけれども、例えば海水を上げて飼育というと、そのための電気料の450万ですか、なっているのかなと思っているんですが、試験的にやると。たまたまこの補助事業があつてそれに充てるんですけども、1年でやめる可能性もあるということですね。その辺どのような考え方で計画になっているのか。1,000万円以上のたまたま補助金があつて、それに合わせるという形を取っているようですけれども、今後のやり方、考え方、計画、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目の有害動植物等対策協議会の件に関してですけれども、通常どおりといいますか、先日総会もいたしましたけれども、特段問題なく運営がなされているという状況でございます。

2点目の免許の取得補助に対する手続ということなんですけれども、こちらにつきましては役場の窓口でということで考えておりまして、なるべく手続を簡素化できるように制度はつくり上げたいというふうに思っております。

また、周知につきましては、速やかに広報、それから町のホームページ、さらには様々な会議、農業関係者等の会議がございますので、そういう場でも周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、ギンザケの海水か真水かということなんですけれども、両施設には井戸がございますので、その井戸から水をくみ上げてやることになりますので、真水ということになるかと思います。

それから、最後に今後の計画ということについてでございますけれども、現時点では、今年度の計画と、1年間の計画ということは考えております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 2点ほどお伺いさせていただきます。

まず、同僚議員さん質問していますけれども、私もちよつとこのさけますのことに、ちょっとお聞きしたいなと思います。町民の方は結構このふ化場の利用、シロザケとともに含めてですけれども、関心事が高いことなので詳細をまずお伺いしたいなど。基本的なことですね。もともとたどつていけば、これ目的外使用の進捗というような捉え方でよろしいかと思うん

ですけれども、先ほど説明ありましたけれども、井戸からくみ上げの、もう河川が違いますから水温の違いであったりとか、あと施設2か所あるわけですけれども、どちらを利用しながらどのように育てていくのかという詳細を、まずお伺いしたいと思います。

それから2点目です。教育費の部分で、学校管理費に会計年度任用職員の報酬というの出ています。小学校費では減額という形と、それから中学校費でプラスで経費計上されていますけれども、この要因ですね。人員が減ったとか増えたという単純な話だと思うんですけれども、その詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） それでは、詳細ということですのでお答えをさせていただきますと、先ほど総務課長の御説明にもありましたように、稚魚については1万8,000尾でございます。これにつきましては、それぞれの施設で9,000尾ずつを飼育する計画としております。調査の内容といたしましては、稚魚の生育というのはもちろんですけれども、これに加えまして、夏場の飼育になりますので水量は十分かと、先ほどの井戸からくみ上げる水量ですね、こちらが十分なのかということ、それから水温はどうなのかと、2つの河川で水温は異なりますので、その辺も調査をしたいということでございます。

また、種卵、こちらにつきましては4万粒ですね。購入してふ化をしたいという計画でございますけれども、こちらにつきましてはふ化率、どれぐらいの割合でふ化するかということですね。それから、ふ化した稚魚がどういう成長曲線を描くのかといったような調査を行いたいと思っております。こちらにつきましても、2つの施設で飼育をするということで考えてございます。

なお、先ほど議員から目的外使用というお言葉がございますけれども、こちらにつきましては、昨日、目的外使用の承認通知が町のほうに届いておりますので、申し添えたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 会計年度任用職員、こちらのほうにつきましては教員補助員、それから事務補助員の人事費を計上してございます。年度年度において各学校で配置替えというところがございます。今回は、先ほど総務課長お話ししされたように経験年数の高いというか、そういった教員補助員さんを中学校のほうに配置替えをしたといったところで、このような予算の変動が起きているといったところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 大体の詳細は分かりました。先ほどのやり取りも聞いている限りでは、大体お伺いしたいことはこういうことかなと思うんですが、ただ1つ、もともとシロザケを育てていた施設でございます。今回の取組はあくまでも試験的取組というお話であって、そもそもシロザケの漁獲量の減少という問題の解消になる話ではないかと思います。現状、黒潮の蛇行が戻りつつあるとかというお話もありますけれども、今後のシロザケ漁船漁業の方たち大変苦労していますので、その辺の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、会計年度のほうですけれども、増減の話ではないんだと。今年度から、かねてから何回か御答弁いただいているかと思うんですが、教員業務補助員を各学校に配置されたと。小中全部というふうな解釈でよろしかったかと思うんですけれども、これ以前、私一般質問でもちょっと取り上げさせていただいた経緯があるのでお伺いしたいんですが、働き方改革に大きく貢献する人の採用の仕方だと私は思っていました。まだ、たかだか、年度替わりで配置された学校と、あと最近配置されたところもあるかと思うんですが、この2か月ぐらいの間に何か現場の声として何か伺っていることがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 漁船漁業への支援という、非常に難題だなと感じているというのが率直なところでございます。これにつきましては、県や関係機関と連携を取りながら、十分な支援が行えるように検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 事務補助員、教員業務補助員の件でございますけれども、現場の声といたしましては、率直なところ、今年度1年目というところで、実際どのような業務を補助員に担わせたらいいかといった、そういった率直なところのお話がございました。こちらとしては、教員が本当にその業務をやらなければならない業務なのか、あるいはそれは教員がやるべき業務なのかというのをしっかりと精選していただいて、もし必ずしもやらなければならぬ業務でなければ、業務補助員に下ろしていただいて結構ですといったところを、こちらからお示しはさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、私から3点ほどお尋ねしたいと思います。前段の質問とかぶる部分もあるかもしれません、御了承いただければと思います。

まず、ページ数については11ページ、5目財産管理費7節報償費、行政区除草作業謝金でございますが、内容等は理解いたしましたし、制度設計においても、いろいろ行政区長さんと

の間でいろいろ折衝があった上でこのような形になったということも、いろいろ経緯を見ながら分かっておりましたが、ぜひそこでお聞きしたかったのが、再度確認の部分になるかもしれません。改めて69行政区に対して、世帯数割で事前に現金で支給という形なのか、それともやった後に、やりましたよというふうに、要は年2回の条件ですので、申請があった時点での支給なのかという部分をちょっと確認したいのが1つ目でございます。

それから、2点目が同じページで14目地方創生推進費の中でモアイ像説明看板製作業務委託料、確認したかったのが、これあくまで製作ということで、設置ではなくて製作のみということで、まずはつくる費用ということで理解していいのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから3点目が、17ページの5款1項3目18節有害鳥獣駆除推進事業補助金20万円ということで計上されていまして、先ほど内容も少し分かったんですけれども、改めて、免許取得の補助ということで、これ免許の種類全てに、幾つか種類あると思うんですけども、全てに対して対象となるものなのかという部分と、あとは先ほど広報周知の部分でいろいろ聞いたんですけども、ただ何でしょうね、ただ周知しても、やっぱり皆さん、私が狩猟者になれるんですかみたいなところは、ちょっと一定程度壁がありますし、駆除隊の皆さんもいらっしゃいますけれども、駆除隊の皆様を通して農業者の皆さんとか林業者の皆さんに声かけるにしても、何か工夫がないと、計上されても結局応募が少ないということであれば、ちょっと何でしょうね、個別対応みたいな補助になってしまうのかなというちょっと疑念もありますし、そこをお尋ねしたかったんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 11ページの、まず1点目、行政区除草作業謝金の支払い形態といいますか、その考え方でございます。予算書を御覧いただきましたとおり、いわゆる通常の補助金といったことではなくて、今回は7節の報償費といった形で予算要求をさせていただいてございます。年2回というものは議員御承知のとおり、これまで行政区長さんたちとお話し合いを重ねてまいりまして、おおむね2回ないし3回といったお話もございましたので、2回といった整理をさせていただいてございます。実績、いわゆる補助のように申請をして、額が固まってというかあらかじめ枠取りをして実績に応じてといったことは求めませんで、予算をお認めいただきました後は、行政区長さんを通じまして、行政区としての受取り先といいますか、こちらからの支払い先を御指定いただいた後は速やかにお支払いをさせていただきたいと。なるべく今シーズンの草刈り作業等に充当いただくような形で、今制度設計を

させていただいてございます。

2点目のモアイ像の説明看板の製作業務委託料ということで、場所につきましてはうみべの広場の2体設置をさせていただいている説明看板の更新といったことになります。業務の仕様でございますけれども、予算の名称は製作業務といたしてございますが、実際の納品の条件については、現地への据付けを含む仕様として考えてございますので、当然我々も立会い等はいたしますが、いわゆる据付けといった部分まで含む業務として予定をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 17ページの有害鳥獣駆除推進事業補助金についてでございますけれども、対象となる資格といたしましては3つ考えてございまして、第1種の銃ですね、こちらは装薬銃です。一般的に言う鉄砲というやつですね。それから、第2種と言われる空気銃、これも対象にと。そして3つ目としてわなですね。ですので、基本全ての資格が対象というふうに考えております。

それから、周知という部分についてでございますけれども、現状、今年大分多いということをございまして、取りたいという声も結構届いているという状況でございます。それに加えて広く周知する方法ということですので、今ちょっと具体に、じゃあこれというのではないでけれども、今後、町民皆様にこういった制度があるよということを周知できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それではまず、除草作業の謝金については分かりました。ちょっと実は心配している部分があるのでお聞きしたんですけども、復興住宅に自治会がそれぞれあって、それぞれ自治会費を徴収して活動されている、その中に年間の草刈り作業とかの費用も恐らく含まれてのいろいろ自治会活動もされていることを推察しておりますので、そうなってくると、行政区に謝金が入りました、もう1回目やっている行政区もあれば、これからのこともあるかもしれません、今回、自治会のほうには全く多分情報が、よほど行政区長さんからちゃんと連携取っていないと、知られていない可能性ももしかしてあるんじゃないかなと。そもそも自治会活動も、各復興住宅の自治会でしっかりやっているところと、ちょっと言葉悪いですけれども形骸化している自治会さんもあるような感じもありますので、そうなってくると、何でしょう、世帯数で出すのはもちろんこれは制度設計上そうなのかもしれません、何かこう、条件にやっぱりちょっと制度のはざまという部分が生まれるような気がして、行政区と自治会の連携を確認とまではいかないんですが、働きかけというか、そ

ういうところまではちょっとケアしていただきたいなというのが質問の趣旨でありましたので、その点どうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

それから看板設置については、据付けまでということで分かったんですけれども、そうするとその中身ですね。金額の大小ではなくて、やっぱりデザインですか、一般質問でもユニバーサルデザインの話をしたんですけども、やっぱり誰もが見やすくて誰もが親しみある看板になってほしいなということもありますし、今日、新聞紙上でも3.11伝承ロードさんのほうで台湾の高校生の誘致活動のツアーの記事載っていました。先日実施されていますけれども、教育旅行で南三陸高校と台湾の高校生交流がある中で、やっぱりモアイ像というのもすごく大事な題材ではあるので、そのデザイン的なものをどこまでやっていただけるのかなという、その考え方ですね。改めてお聞きしたいと思います。

それから3点目、有害鳥獣の駆除推進事業補助金ということで、希望する方が多いということも分かりました。追加でお聞きしたいのが、現在免許を持っている方で、さらに、例えばわな免許を持っている方が銃猟免許を取得したいんですという、その追加で取得するという方も対象となるのか、再度確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の行政区除草作業謝金ですね。議員御指摘のとおり、いわゆる公営住宅の自治会が行政区の中に存在するといったことも承知しております。我々のほうといたしましたれば、まずは行政区といった枠組みでの謝金のお支払いとなりますので、その旨はこちらからの支払い先の確認等をさせていただく段階で、いわゆるその行政区内的自治組織等の費用にも、それは行政区の決め事として必要な範囲を充当等御配慮いただきたいという旨は、申し添えさせていただきたいと思っております。

2点目のモアイ像の説明看板でございますけれども、委託といった形で整理をさせていただいてございますが、当然、こちら側で表示してほしい内容等をあらかじめお示しをいたしまして、可能な限り複数回の協議を重ねていきながら、いわゆる看板の対応といったものについては確定をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） わなの資格を持っている方が銃の資格を取る場合ということなんですけれども、この制度の究極的な目的は有害鳥獣を駆除することであると思っておりますので、銃のほうが確率的には駆除する確率が高いということになりますので、そこは補助対象にしたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、3点目分かりましたので、1点目の除草作業については、行政区によって、やっぱり草刈る範囲が広いところと狭いところもあるというのは、先ほど説明で分かりましたが、やっぱりその自治会と行政区の連携がしっかり図れないと、結局その自治会のほうで別途費用を出して、しかもシルバーさんとかに手配してしまったということにならないようにしてほしいなというのが1点目でしたので、結構でございます。

最後、2点目の看板だけ追加でお聞きしたいんですけども、要はデザインの中で、やっぱりその動画へのリンクであったりとか、これあと後ほどの工夫の段階なんですけれども、一般質問でも申し上げました周遊スタンプができるかとか、あと高知のほうではデジタルフォトフレーム、要はQRコードを読み取るとモアイの絵柄がマップに出てきて、それを自分で撮るとか、そういう工夫というのは費用をかけずにできる部分でもあるのかなという部分で、ちょっとその面白さも追求してほしかったなというところを要望というか、それをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） モアイ像の説明看板の点でございます。まさに今議員からお話をございましたとおり、かなりうみべの広場にお越しいただく方々というのは、モアイ像をバックに写真を撮られている方がほとんどでございますので、この予算の中で対応し得る内容について、お話をございましたQRコードの表示等については、いろいろ様々検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 陳情7の1 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書

○議長（星 喜美男君） 日程第10、陳情7の1加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情は、会議規則第89条の規定により議長において民生教育防災常任委員会に付託することとし、これを審査するものとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本陳情は、民生教育防災常任委員会に付託することとし、これを審査することに決定されました。

日程第11 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和7年度南三陸町議会6月会議を終了いたします。

ここで、町長より挨拶がありましたらお願ひいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、6月会議の閉会に当たりまして、私から一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。今会議に提案させていただきました全議案、原案どおりに認定、可決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

議員の皆さん方も御案内のとおり、今年は南三陸町が誕生して20周年ということになりますが、山形県庄内町、これも同じように20周年という式典を迎えるということになります。議員の皆さん方も篤と御承知のように、庄内町さんには東日本大震災以降、大変な御支援やら、あるいは御協力を賜ってまいりました。今月の6月28日に20周年記念式典にお招きをいただきましたので、議長と一緒に参加をさせていただいて、これまでの御支援に対して厚く御礼を申し上げてまいりたいというふうに思っております。

また、南三陸町の合併20周年記念式典におきましては、10月4日土曜日に開催をするという予定でございますので、当然のごとく議員の皆さん方にも御案内を差し上げるというふうに

思いますので、よろしく御協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 私からも一言挨拶を述べさせていただきます。

6月会議、4日間にわたり大変御苦労さまでございました。今回の議会で、一般質問の通告の在り方がちょっといろいろ問題があったと感じております。通告は、議論を深めるために行われるものでありまして、今後はしっかりと当局に伝わって答弁の準備が整うよう、通告を行うよう心がけて臨んでいただきたいと思います。大変御苦労さまでございました。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時06分 散会